

裁 決 書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

審査請求人 〇〇〇〇

処 分 庁 吉川市長 中原恵人

審査請求人が令和5年8月3日に提起した処分庁による公文書非公開決定処分（令和5年5月2日環第〇〇号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 令和5年4月19日付けで、審査請求人は処分庁に対し、吉川市情報公開条例（平成12年吉川市条例第16号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「令和4年4月から令和5年3月までの、吉川市川藤3636番近傍での振動・騒音を環境課職員が測定した素データとその測定結果報告書（環境課長が「これだけが公の記録でありこれ以外の記録はを認めない。」とした元のデータの記録）」（以下「本件対象文書」という。）について公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 令和5年5月2日、処分庁は審査請求人に対し、本件対象文書は条例第7条第3号及び第6号に該当する非公開事由があるとして非公開とする処分（以下「本件処分」

という。)を行った。

- 3 令和5年8月3日付けで、審査請求人は処分庁に対し、本件処分を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を提起した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求書等における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公害等調整委員会へ調停等の申請をするためには公的な記録の公開が必要である
処分庁は、審査請求人に対し公害等調整委員会への調停等の申請を勧奨している。
これにより解決を図るためには騒音実態の公開が必要である。

- (2) 本件対象文書は、次の理由により条例第7条第3号の規定による非公開情報には該当しない

ア 本件対象文書は、計量器立入検査結果に関する情報であるため、吉川市情報公開条例逐条解説（第4版）によれば、条例第7条第3号ただし書アに規定にする公益性保護の観点から公にすることが認められる情報に該当する。

イ 本件対象文書に係る事業者（以下「申立外事業者」という。）は、道路法等に違反しているため、非公開とすべき正当な利益はない。

- (3) 本件対象文書は、次の理由により条例第7条第6号の規定による非公開情報には該当しない

ア 処分庁は申立外事業者の承諾なく本件対象文書を公開すれば、今後の申立外事業者による任意の協力が得られなくなると主張するが、申立外事業者からはそもそも協力を得られていなかったため、今後の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすことはない。

イ 処分庁が測定した騒音・振動の値は理解不能な数値であり、どのようにしてその値となったのかを公開すべきである。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件公開請求の対象文書には、①事業場の敷地境界線上及び周辺住宅の敷地内における騒音並びに事業場の敷地境界線上における振動の評価値、②その評価の根拠

となるデータ、③騒音・振動レベルの評価方法、④測定対象となった事業者名、測定日時、測定場所等が記載されている。

(2) 処分庁は、申立外事業者に対し行政指導を行ってきた経緯があり、申立外事業者は当該行政指導に可能な限り従ってきた。その結果、事業場での騒音等は発生していない。また、その事業場の敷地境界線上での騒音等の測定については、申立外事業者の承諾を得て実施しているが、申立外事業者は本件対象文書（特に本件対象文書のうち①及び②）が公開されるとは必ずしも想定していない。これを公開するとなれば処分庁と申立外事業者の信頼関係が損なわれ、今後の協力が得られず、行政指導の手法による解決が困難になるおそれがある。また、騒音・振動レベルの評価方法（本件対象文書のうち③）が公になれば、法令に基づく改善勧告を回避するための脱法的な行為を助長するおそれがある。したがって、本件対象文書のうち①～③は条例第7条第6号に該当する非公開事由がある。

(3) 本件対象文書のうち①及び②は測定当時の評価値又はデータであり、その評価値やデータが公になることで現在もその状況が継続しているという疑念を持たれるおそれがある。また、仮に評価値やデータの値が高かった場合は、申立外事業者が重大な違法行為を犯したなどと社会的評価を損ねるおそれがある。なお、本件対象文書は条例第7条第3号ただし書に規定する情報（公益性保護の観点から公にすることが認められる情報）には該当しない。したがって、本件対象文書のうち①及び②は条例第7条第3号に該当する非公開事由がある。

(4) 上記のとおり本件対象文書の大部分が非公開情報となる。したがって、本件処分をしたことに何ら違法又は不当な点はない。

理 由

1 条例第7条第3号及び第6号について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（…以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」と規定し、法人等の事業活動の自由、競争性の地位その他の正当な権利利益は保護される必要があるため、公にすることにより法人等の正

当な利益を害するおそれがある情報は、公益性保護の観点から公にすることが認められる情報を除き、非公開情報として定めている。なお、公益性保護の観点から公にすることが認められる情報を公開する趣旨は、法人等の事業活動によって危害が生じ又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報は公開することとしたものである。

また、条例第7条第6号は、「市…が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」と規定し、市等が行う事務又は事業の適正な執行を確保する観点から、当該事務又は事業に関する情報の非公開情報としての要件を定めたものである。

2 条例第7条第3号該当性について

- (1) 環境省策定の騒音に係る環境基準の評価マニュアルによれば、騒音レベルの評価方法は、騒音測定をした素データから評価の妨げとなる騒音は除外して評価を行うとされている。本件における騒音測定の対象となった場所は、自動車の通行や虫の鳴き声等があり、申立外事業者による騒音を評価する場合は、これらの騒音を除外する必要がある。振動についても同様である。
- (2) このような状況で、騒音測定又は振動測定の素データ（自動車などの音を除外しないデータ）を公開すれば、一般には、申立外事業者による騒音とそれ以外の騒音を区別することは困難であるから、申立外事業者がすべての騒音・振動を発生させていると誤解を生みかねない。また、騒音・振動の結果報告書記載のデータは、測定当時のものであり、当該データを公開することで現在もその状況が継続しているという疑念を持たれ、申立外事業者の社会的評価を不当に損ねるおそれがある。
- (3) なお、審査請求人は、本件対処文書は、計量器立入検査結果に関する情報であるため、条例第7条第3号ただし書に規定にする公益性保護の観点から公にすることが認められる情報に該当する旨主張する。

これに該当するか否かについては、非公開とすることにより保護される利益と、公開することにより保護される利益とを比較考量し、後者が前者に優越すると認められるか否かで判断するものである。

本件において、公開することにより保護される利益は周辺住民の生活や健康であ

る。この点、審査請求人は、夜間不眠等による日常生活の影響等がある旨主張するが、周辺住民の生活環境を損なう騒音の発生を裏付ける証拠はなく、かかる事実は確認できない。また、本件対象文書を公開することによって、周辺住民の生活や健康が具体的にどう保護されるかも必ずしも判然としない。

そのため、公開することにより保護される利益が非公開とすることにより保護される利益に優越するとは言えず、本件対象文書は、条例第7条第3号ただし書に規定する公益性保護の観点から公にすることが認められる情報に該当するとは認められない。

(4) したがって、本件対象文書は、条例第7条第3号に該当する非公開事由があると認められる。

3 条例第7条第6号該当性について

(1) 処分庁は、申立外事業者に対し、強制的に騒音測定又は振動測定を実施する権限はない。測定の実施には、事業者の任意の協力が不可欠であり、測定の実施以外にも、申立外事業者は処分庁の行政指導に一定程度従っていることが認められる。

(2) このような状況で、申立外事業者の承諾がないまま騒音・振動の結果報告書を公開すれば、処分庁と申立外事業者の信頼関係が損なわれ、任意の協力が得られなくなるおそれがあることは否定できない。そうすると、今後の処分庁の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすことになる。

(3) したがって、本件対象文書は、条例第7条第6号に該当する非公開事由があると認められる。

4 その他の主張に対する検討

審査請求人は、本件公開請求に至るまでの処分庁やその職員の対応に対する疑義や条例第7条第2号ただし書の該当性等について述べるが、いずれも本件処分の内容に影響を及ぼすものではない。

5 本件処分について


したがって、条例第7条第3号及び第6号に該当する非公開事由があるとして非公開とした本件処分は妥当である。

なお、本件処分については、吉川市情報公開・個人情報保護審査会においても、妥当であると判断されている。

6 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年4月12日

審査庁 吉川市長 中原恵人 

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、吉川市を被告として（訴訟において吉川市を代表する者は吉川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。